

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年3月 16 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700124号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700072号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年3月1日から昭和60年1月1日まで

私は、昭和56年3月にA社に入社し、同社の運営するBのCでD職として、昭和59年12月まで勤務した。一緒に勤務した同僚には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私には厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者はA社が運営するBホテルで調理師として勤務していたと主張しているところ、請求者が同僚として名前を挙げた者7名の中で、同社において厚生年金保険の被保険者記録を有する6名に照会したところ、その全員が請求者は同ホテルで一緒に勤務していた旨回答・陳述していることから、請求者は、具体的な期間は特定できないものの、同ホテルに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は平成14年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、請求者の請求期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「原票」という。）において、請求期間当時、厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の名前は見当たらない上、原票の整理番号に欠番もないことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

さらに、社会保険事務所（当時）が作成した国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びC市が作成した国民年金被保険者名簿により、請求者は、請求期間のうち、昭和57年1月から昭和58年3月までの期間は、国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認でき、その記録はオンライン記録とも一致している。

加えて、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。